

お問い合わせ先

環境農林水産部 農政室整備課

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 22 階
TEL 06-6210-9600 (直通)

北部農と緑の総合事務所 耕地課

〒567-0034 大阪府茨木市中穂積 1 丁目 3-43 三島府民センタービル内
TEL 072-627-1121 (代表)

中部農と緑の総合事務所 耕地課

〒581-0005 大阪府八尾市荘内町 2 丁目 1-36 中河内府民センタービル内
TEL 072-994-1515 (代表)

南河内農と緑の総合事務所 耕地課

〒584-0031 大阪府富田林市寿町 2 丁目 6-1 南河内府民センタービル内
TEL 0721-25-1131 (代表)

泉州農と緑の総合事務所 耕地課

〒596-0076 大阪府岸和田市野田町 3 丁目 13-2 泉南府民センタービル内
TEL 072-439-3601 (代表)

多面的機能支払交付金の活動は、農空間の保全活動等を通じて SDGs の実現に貢献します。



SDGsとは？

2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標。経済、社会、環境の3つの側面のバランスのとれた持続可能な世界を実現するための17の目標から構成。



令和5年度 大阪府制度

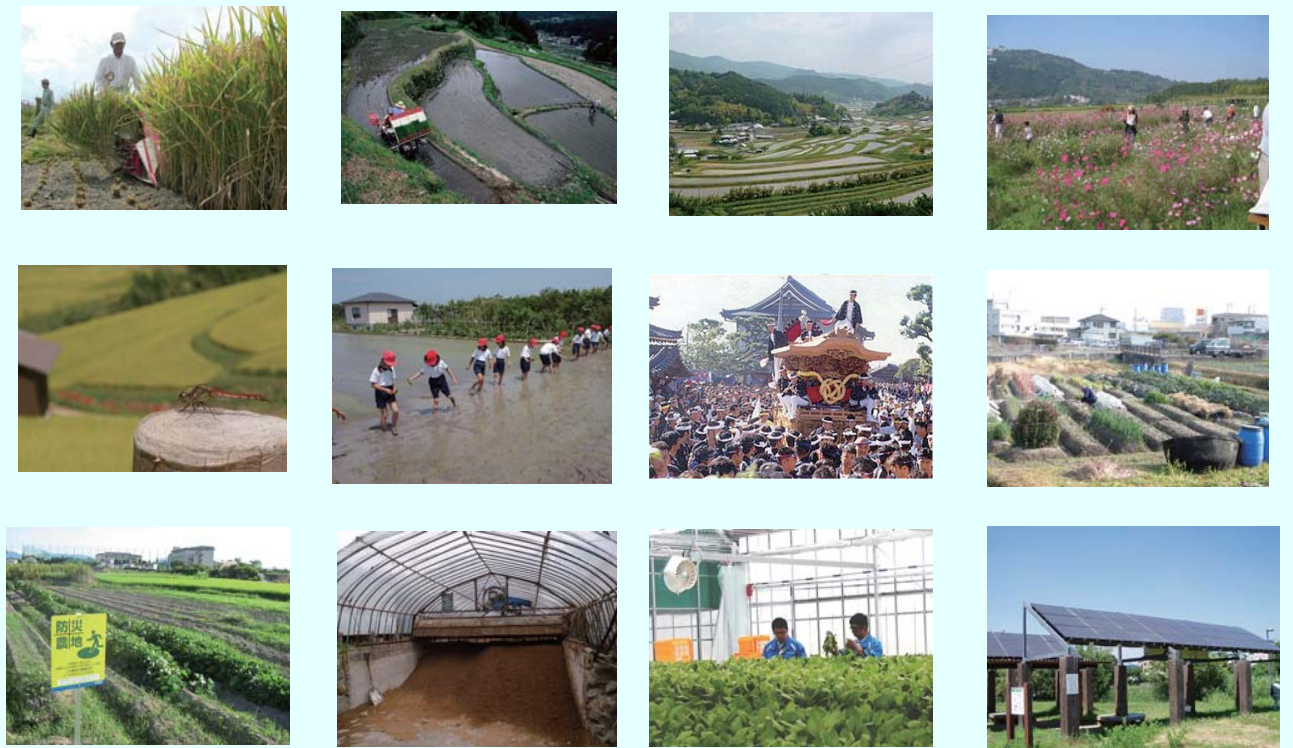
府民みんなで守ろう農空間！

～日本型直接支払(多面的機能支払交付金)～



農空間の持つ多面的機能

農空間には食糧生産という本来の機能だけでなく、健康・レクリエーションや教育・福祉など、多面的な機能があり、府民がその効果を受けています。



府制度のポイント

対象となる農用地の保全と、府民との協働活動に対して支援を行います。

対象となる農用地

農空間保全地域内の農地

大阪府知事が「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（平成20年4月施行）」で保全すべきとして指定した農地であること。

※現在、農空間保全地域内の農地は、府内農地約13,600haのうち84%に相当する約11,400haが指定されています。

活動組織

農業者と農業者以外の府民により構成される活動組織

農空間の守り手である土地改良区や水利組合など農業者の皆さんが、地域の自治会や学校など農業者以外の府民と連携し、地域の農空間の保全活用を図ることが必要です。

活動内容

I. 農地維持活動

II. 府民協働による農空間の環境保全や多面的機能の増進を図る活動

◇資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）

※「施設の軽微な補修」及び「農村環境保全活動」を地域の活動に含めること。
「多面的機能の増進を図る活動」は任意。

III. 施設の長寿命化のための活動

◇資源向上活動（長寿命化）

※事業対象は、①多面的機能支払事業実施から概ね5年を迎える地区②地域保全管理構想が想定されている地区③「農空間づくり協議会」が設立されている地区が該当

交付単価

活動に参加した人の日当の支払いも可能

| | ①農地維持支払 | ②資源向上支払 (共同※1、2、3) | ①と②に取り組む場合 | ③資源向上支払 (長寿命化※4、5) | ①、②及び③に取り組む場合※6 |
|---|---------|-----------------------|------------|-----------------------|-----------------|
| 田 | 3,000 | 2,400 | 5,400 | 4,400 | 9,200 |
| 畑 | 2,000 | 1,440 | 3,440 | 2,000 | 5,080 |

- ※1：農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施した地区は、②の単価に0.75を乗じた額
- ※2：②の資源向上支払(共同)は、①の農地維持支払と併せて取り組むこと
- ※3：多面的機能の増進を図る活動に取り組めない地区は、単価は5/6を乗じた額
- ※4：本単価は交付上限額。直営施行を実施しない場合は、当該単価に5/6を乗じる
- ※5：上記単価に対象農用地面積を乗じた金額または、対象集落数に200万円を乗じた額のいずれか小さい額
- ※6：②及び③と一緒に取り組む地区は、②の単価は0.75を乗じた額
したがって、①、②及び③と一緒に取り組む場合、都府県・田では合計で9,200円/反

I. 農地維持活動

対象活動

- 農地のり面の草刈、水路の泥上げ、農道の砂利補充等、基礎的な保全活動
- 保全管理構想の策定等、地域資源の適正な保全管理のための推進活動



農地のり面の草刈



農道の砂利補充



水路の泥上げ



ため池の草刈

II. 資源向上活動（共同活動）

対象活動

- 農道、水路、ため池等の軽微な補修
- 生態系保全、景観形成、緑化活動等の「農村環境保全活動」
- 地域の創意工夫に基づいて行われる「多面的機能の増進を図る活動」
例 遊休農地の有効活用、鳥獣被害防止の共同活動、地域住民による直営施工、地域防災・減災力の強化、農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化



水路のひび割れ補修



生物調査による啓発



地域住民との交流活動



田んぼダムの実施

III. 資源向上活動（長寿命化）

対象活動

- 老朽化が進む農業用水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等



未舗装農道の舗装



素掘り水路から更新



ゲート・バルブの更新

交付金の弾力的な活用について

- 活動計画書に定められた活動の実施を前提に、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(共同)は、農地維持活動及び資源向上活動(共同および長寿命化)に使用可能ですが、資源向上支払交付金(長寿命化)は農地維持活動や資源向上活動(共同)に使用できません。
- 計画的な活動のため、活動期間内は交付金の持越が可能です。必要額を精査し、活動の円滑な継続のために必要最低限の金額とする必要があります。なお、持越金の使用予定表の提出が必要となります。

活動の手順

※交付を受けるためには、平成27年4月1日に施行された「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく事務手続きが必要です。

- ① 活動組織を設立します。
- ② 地域で取り組む活動の計画(「事業計画」といいます)を策定します。
- ③ 事業計画を市町村に認定申請します。
- ④ 認定された後、市町村へ交付金を申請します。
- ⑤ 事業計画に基づく活動を実施します。
- ⑥ 市町村へ活動実績を報告します。※活動の記録(写真等)や金銭の収支書類が必要です。